

参 考 資 料

目次

第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(概要).....	79
第3次男女共同参画基本計画の策定スケジュール.....	80
諮問(平成21年3月26日付け府共第123号).....	81
男女共同参画会議 議員名簿.....	82
基本問題・計画専門調査会 委員名簿.....	83
女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿.....	84
男女共同参画会議の開催状況.....	85
基本問題・計画専門調査会の開催状況.....	86
女性に対する暴力に関する専門調査会の開催状況.....	89
「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)」 公聴会の開催及び意見募集の実施状況.....	90
「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)」 公聴会及び意見募集の結果(概要).....	91
男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号).....	92
参考図表(関連データ).....	97
男女共同参画基本計画(第2次)における数値目標のフォローアップ°.....	109

第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(概要)

経緯

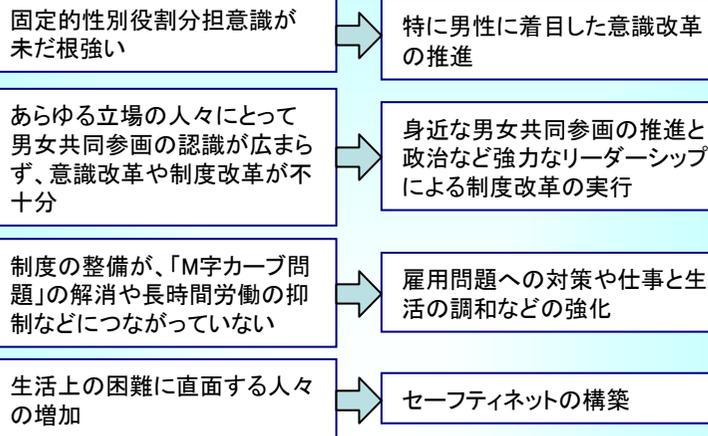
男女共同参画社会基本法に基づき
政府が策定する基本計画

平成12年12月12日 第1次男女共同参画基本計画（閣議決定）
17年12月27日 第2次男女共同参画基本計画（閣議決定）
21年 3月26日 内閣総理大臣から諮問
22年 4月15日 第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)公表
22年 7月23日 男女共同参画会議(内閣総理大臣に答申)

平成22年中に
第3次男女共同参画基本計画を
閣議決定

第1部 基本的考え方

男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省



特徴

実効性のあるポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進
強力なリーダーシップによる「2020年30%」の達成

男性や子ども、地域における男女共同参画の推進
男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの男女共同参画の理解促進、地域における方針決定過程への女性の参画の推進

世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行
税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討

雇用問題の解決の推進、セーフティネットの構築
「M字カーブ問題」の解消や、貧困など生活上の困難に直面する人々への支援

国際的な概念や考え方の重視
ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど

第2部 重点分野

★新設分野

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

・政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」に向けた取組
・クオータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

・税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討
・調査・統計における男女別情報の充実

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★

・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
・子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

・M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進
・同一価値労働同一賃金に向けた取組の推進

第5分野 男女の仕事と生活の調和

・長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

・女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進
・加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

・セーフティネット機能の強化
・世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

・障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
・性犯罪への対策の推進

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

・女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開
・性差に応じた健康支援

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

・男女平等を推進する教育・学習の充実
・多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

・働きやすい環境整備に向けた取組の支援
・女性研究者の採用・登用の促進

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

・女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

・地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
・防災における男女共同参画の推進
・男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

・条約等の積極的遵守、国内施策における実施・監視体制の強化、国内への周知
・ジェンダー主流化によるODAの効果的実施

第3部 推進体制

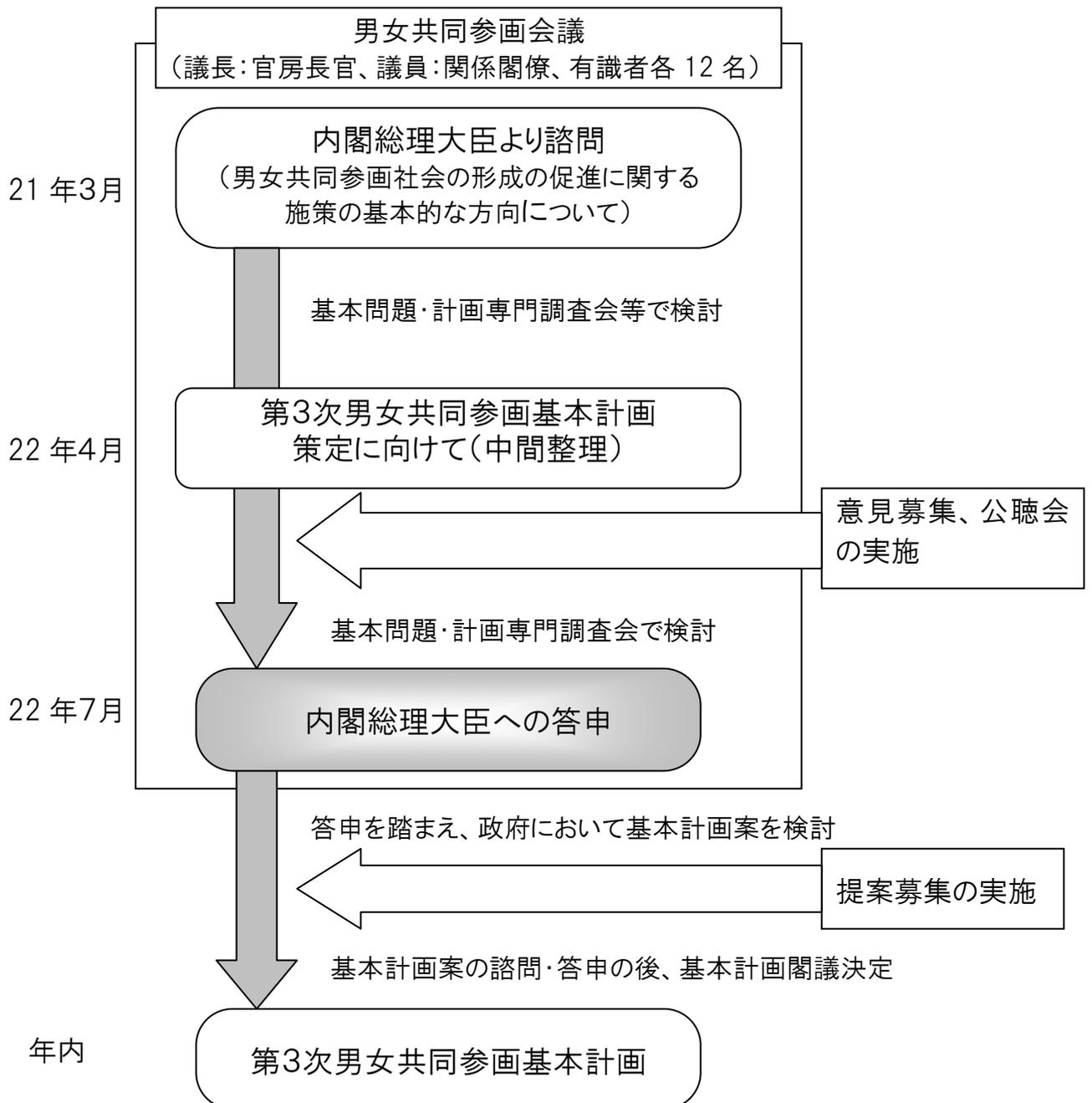
・国内本部機構の強化
・女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視・影響調査機能等の強化

第3次男女共同参画基本計画の策定スケジュール

1. 男女共同参画基本計画の位置付け

- 男女共同参画社会基本法に基づく法定計画
 - 第1次男女共同参画基本計画 平成12年12月12日 閣議決定
 - ↓
 - 第2次男女共同参画基本計画 平成17年12月27日 閣議決定
 - ↓
 - 第3次男女共同参画基本計画 平成22年内に閣議決定を予定

2. スケジュール



(写)

府 共 第 1 2 2 号
平成21年3月26日

男女共同参画会議議長 殿

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第22条第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問

男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について、貴会議の意見を求める。

理由

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき平成17年12月27日に定められた「男女共同参画基本計画（第2次）」（閣議決定）に沿って、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方についてお示しいただきたい。

男女共同参画会議 議員名簿

平成22年6月8日現在

議長	仙谷 由人	内閣官房長官
議員	原口 一博	総務大臣
同	千葉 景子	法務大臣
同	岡田 克也	外務大臣
同	野田 佳彦	財務大臣
同	川端 達夫	文部科学大臣
同	長妻 昭	厚生労働大臣
同	山田 正彦	農林水産大臣
同	直嶋 正行	経済産業大臣
同	前原 誠司	国土交通大臣
同	小沢 鋭仁	環境大臣
同	中井 洽	国家公安委員会委員長
同	玄葉 光一郎	内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
同	家本 賢太郎	株式会社クララオンライン代表取締役社長
同	岩田 喜美枝	株式会社資生堂代表取締役執行役員副社長
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
同	帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
同	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
同	勝間 和代	経済評論家・公認会計士
同	勝俣 恒久	東京電力株式会社取締役会長
同	加藤 さゆり	前全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
同	神津 カンナ	作家
同	佐藤 博樹	東京大学教授
同	林 文子	横浜市長
同	山田 昌弘	中央大学教授

基本問題・計画専門調査会 委員名簿

平成22年4月1日現在

※家本 賢太郎	株式会社クララオンライン代表取締役社長
石川 哲也	神戸大学名誉教授
伊藤 公雄	京都大学大学院教授
岩井 宜子	専修大学大学院教授
大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院教授
大隅 典子	東北大学大学院教授
※岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
※帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役社長
○※鹿嶋 敬	実践女子大学教授
※勝間 和代	経済評論家・公認会計士
※加藤 さゆり	前全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
清原 桂子	兵庫県理事
河野 真理子	株式会社キャリアネットワーク代表取締役会長
五條 満義	東京農業大学准教授
坂本 純子	特定非営利活動法人新座子育てネットワーク代表理事
桜井 陽子	財団法人横浜市男女共同参画推進協会理事
※佐藤 博樹	東京大学教授
辻村 みよ子	東北大学大学院教授
◎羽入 佐和子	お茶の水女子大学長
林 陽子	弁護士
松井 忠三	株式会社良品計画代表取締役会長(兼)執行役員
※山田 昌弘	中央大学教授

(◎印:会長、○印:会長代理、※印:男女共同参画会議議員)

女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿

平成22年4月1日現在

伊藤 公雄	京都大学大学院教授
岩井 宜子	専修大学法科大学院教授
大津 恵子	日本キリスト教婦人矯風会理事
奥山 明良	成城大学教授
※帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役社長
※神津 カンナ	作家
後藤 啓二	弁護士
後藤 弘子	千葉大学大学院教授
小西 聖子	武蔵野大学大学院教授
根本 崇	野田市長
○林 陽子	弁護士
原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
平川 和子	東京フェミニストセラピーセンター所長
前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授
諸澤 英道	学校法人常磐大学理事長

(◎印:会長、○印:会長代理、※印:男女共同参画会議議員)

後藤啓二委員は平成22年6月23日辞任

男女共同参画会議の開催状況

【第31回】

平成21年

- 3月26日(木)
- 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について(諮問)
 - 「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」とりまとめに向けた論点整理について
 - 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について(意見交換)

【第32回】

11月26日(木)

- 女子差別撤廃委員会最終見解への対応について
- 第3次男女共同参画基本計画の策定について
- 「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」最終報告及び意見について

【第33回】

平成22年

- 2月18日(木)
- 第3次男女共同参画基本計画について
 - 重要課題の最近の動きについて

【第34回】

4月15日(木)

- 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向についての中間整理について

【第35回】

7月23日(金)

- 「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」について(答申)

基本問題・計画専門調査会の開催状況

※第3次基本計画の策定に向けて、第42回まで続く「基本問題専門調査会」の名称を「基本問題・計画専門調査会」と変更した。

【第43回】

平成21年

- 5月18日(月)
- 運営規則について
 - 現行男女共同参画基本計画の概要等について
 - 本専門調査会における議論の進め方について
 - 自由討議

【第44回】

- 6月 5日(金)
- 答申の方向性について
 - 第2次計画フォローアップについて

【第45回】

- 6月29日(月)
- 今後の課題と方向性及びワーキング・グループの編成について
 - NVEC フォーラムにおけるワークショップ出展について

【第46回】

- 7月31日(金)
- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 女性の参画加速プログラム
 - ・ 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ・ 第12分野 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進(科学技術)

【第47回】

- 8月27日(木)
- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し・意識の改革
 - ・ 第4分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
 - 第3次計画の重点事項の考え方及びワーキング・グループの運営方針

【第48回】

- 9月28日(月)
- 女子差別撤廃委員会における女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議と最終見解について
 - 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第3分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - ・ 第3部 計画の推進
 - NWEC フォーラムにおけるワークショップ出展の結果について

【第49回】

- 10月16日(金)
- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第5分野 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
 - ・ 第8分野 生涯を通じた女性の健康支援

【第50回】

- 11月 2日(月)
- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第9分野 メディアにおける男女共同参画の推進(一部)
 - ・ 第11分野 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - ・ 第12分野 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進(科学技術分野除く)

【第51回】(監視・影響調査専門調査会と合同で開催)

- 12月 4日(金)
- 男女共同参画会議(第32回)に関する報告
 - 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第6分野 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
 - ・ 第10分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育学習の充実
 - 監視・影響調査報告書フォローアップ
 - ・ 多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について
 - ・ 高齢者の自立した生活に対する支援について

【第52回】

平成22年

- 1月19日(火)
- 各ワーキング・グループからの報告
 - 今後の進め方
 - 自由討議

【第53回】

- 1月28日(木) ○ 女性に対する暴力に関するワーキング・グループからの報告
○ 自由討議

【第54回】

- 2月 8日(月) ○ 自由討議

【第55回】

- 2月24日(水) ○ 起草ワーキング・グループからの中間報告

【第56回】

- 3月10日(水) ○ 日本経団連からのヒアリング
○ 起草ワーキング・グループからの報告
○ 自由討議

【第57回】

- 3月16日(火) ○ 株式会社ヤマシタコーポレーションからのヒアリング
○ 起草ワーキング・グループからの報告
○ 自由討議

【第58回】

- 3月25日(木) ○ 起草ワーキング・グループからの報告
○ 自由討議

【第59回】

- 4月 5日(月) ○ 起草ワーキング・グループからの報告
○ 自由討議

【第60回】

- 5月27日(木) ○ 公聴会及び意見募集の結果について
○ 起草ワーキング・グループからの報告
○ 自由討議

【第61回】

- 6月 7日(月) ○ 起草ワーキング・グループからの報告
○ 自由討議

女性に対する暴力に関する専門調査会の開催状況

【第47回】

平成21年

- 8月11日(火)
- 本専門調査会における議論の進め方について
 - 基本計画(第2次)における「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等について
 - 自由討議

【第48回】

9月28日(月)

- 女性に対する暴力の根絶に向けた国際的な動きについて
- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

【第49回】

10月26日(月)

- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (3) 性犯罪への対策の推進
 - ・ 第9分野 メディアにおける男女共同参画の推進
 - (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等(暴力関連部分)

【第50回】

11月11日(水)

- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (4) 売買春への対策の推進
 - (5) 人身取引への対策の推進
 - (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - (7) ストーカー行為等への対策の推進

【第51回】

平成22年

- 2月22日(月)
- 答申について

【第52回】

3月17日(月)

- 中間整理(案)について(起草ワーキング・グループからの報告)
- 自由討議

「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)」 公聴会の開催及び意見募集の実施状況

〔公聴会〕

【兵庫会場】

1. 日 時 平成22年4月20日(火)13:30~15:30
2. 場 所 兵庫県公館(兵庫県神戸市)
3. 出席委員 伊藤 公雄 基本問題・計画専門調査会委員
清原 桂子 基本問題・計画専門調査会委員
平川 和子 女性に対する暴力に関する専門調査会委員

【宮城会場】

1. 日 時 平成22年4月23日(金)14:00~16:00
2. 場 所 仙台市青年文化センター(宮城県仙台市)
3. 出席委員 岡本 直美 基本問題・計画専門調査会委員
辻村 みよ子 基本問題・計画専門調査会委員
後藤 啓二 女性に対する暴力に関する専門調査会委員

【広島会場】

1. 日 時 平成22年4月28日(水)14:00~16:00
2. 場 所 エソール広島(広島県広島市)
3. 出席委員 羽入 佐和子 基本問題・計画専門調査会会長
辻村 みよ子 基本問題・計画専門調査会委員
岩井 宜子 女性に対する暴力に関する専門調査会会長

【愛知会場】

1. 日 時 平成22年5月7日(金)14:00~16:00
2. 場 所 ウィルあいち(愛知県名古屋市)
3. 出席委員 鹿嶋 敬 基本問題・計画専門調査会会長代理
辻村 みよ子 基本問題・計画専門調査会委員
岩井 宜子 女性に対する暴力に関する専門調査会会長

【東京会場】

1. 日 時 平成22年5月8日(土)10:30~12:30/14:00~16:00
2. 場 所 女性と仕事の未来館(東京都港区)
3. 出席委員 鹿嶋 敬 基本問題・計画専門調査会会長代理
伊藤 公雄 基本問題・計画専門調査会委員
佐藤 博樹 基本問題・計画専門調査会委員
林 陽子 女性に対する暴力に関する専門調査会会長代理

【福岡会場】

1. 日 時 平成22年5月11日(火)14:00~16:00
2. 場 所 アクロス福岡(福岡県福岡市)
3. 出席委員 鹿嶋 敬 基本問題・計画専門調査会会長代理
岡本 直美 基本問題・計画専門調査会委員
原 健一 女性に対する暴力に関する専門調査会委員

〔意見募集〕

1. 募集期間 平成22年4月16日(火)~5月12日(水)
2. 受付方法 ホームページ、FAX、郵便

「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)」 公聴会及び意見募集の結果(概要)

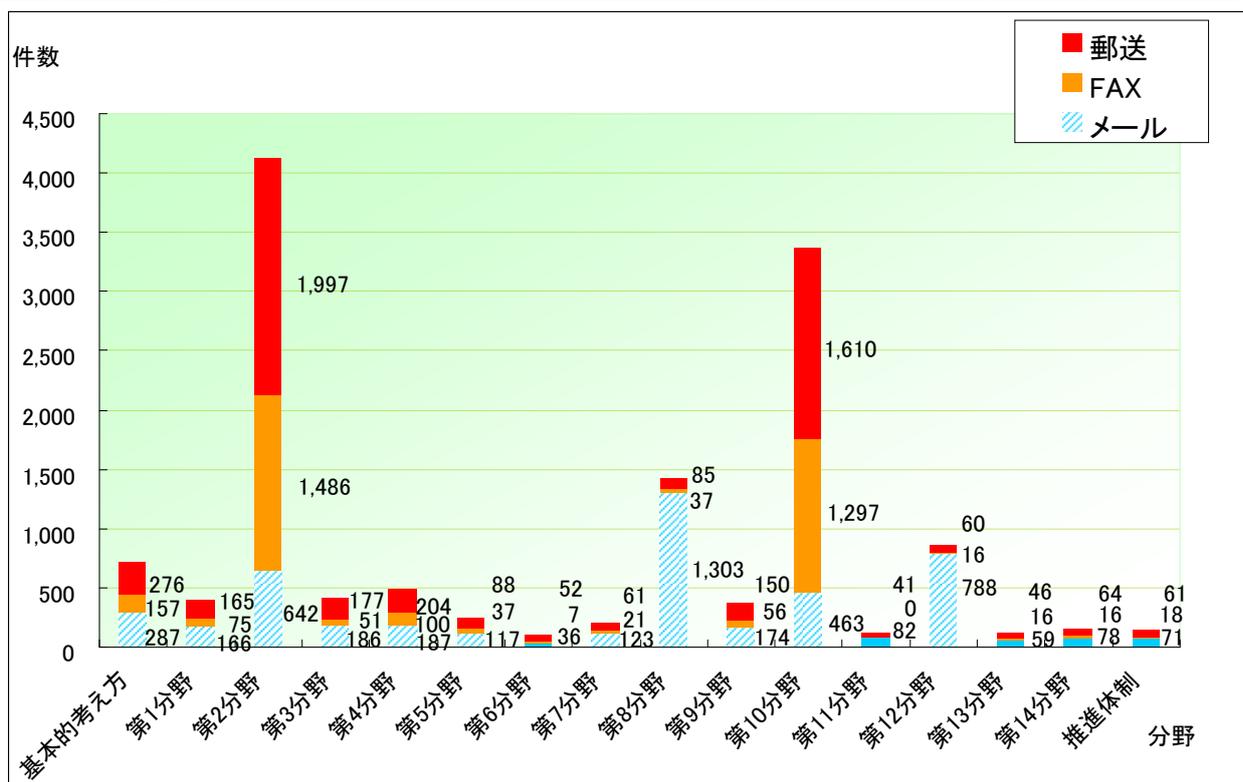
〔公聴会〕

会場	兵庫	宮城	広島	愛知	東京(午前)	東京(午後)	福岡	合計
参加人数	353人	99人	174人	311人	217人	158人	249人	1,561人

〔意見募集〕

<延べ件数>

分野		メール	FAX	郵送	分野別計
第1部 基本的考え方		287	157	276	720
第2部	第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	166	75	165	406
	第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	642	1,486	1,997	4,125
	第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画	186	51	177	414
	第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	187	100	204	491
	第5分野 男女の仕事と生活の調和	117	37	88	242
	第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	36	7	52	95
	第7分野 高齢者、障害者、外国人など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	123	21	61	205
	第8分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1,303	37	85	1,425
	第9分野 生涯を通じた女性の健康支援	174	56	150	380
	第10分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	463	1,297	1,610	3,370
	第11分野 科学技術・学術分野における男女共同参画	82	0	41	123
	第12分野 メディアにおける男女共同参画の推進	788	16	60	864
	第13分野 地域における男女共同参画の推進	59	16	46	121
	第14分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	78	16	64	158
第3部 推進体制		71	18	61	150
合計		4,762	3,390	5,137	13,289



男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成十一年六月二十三日法律第七十八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

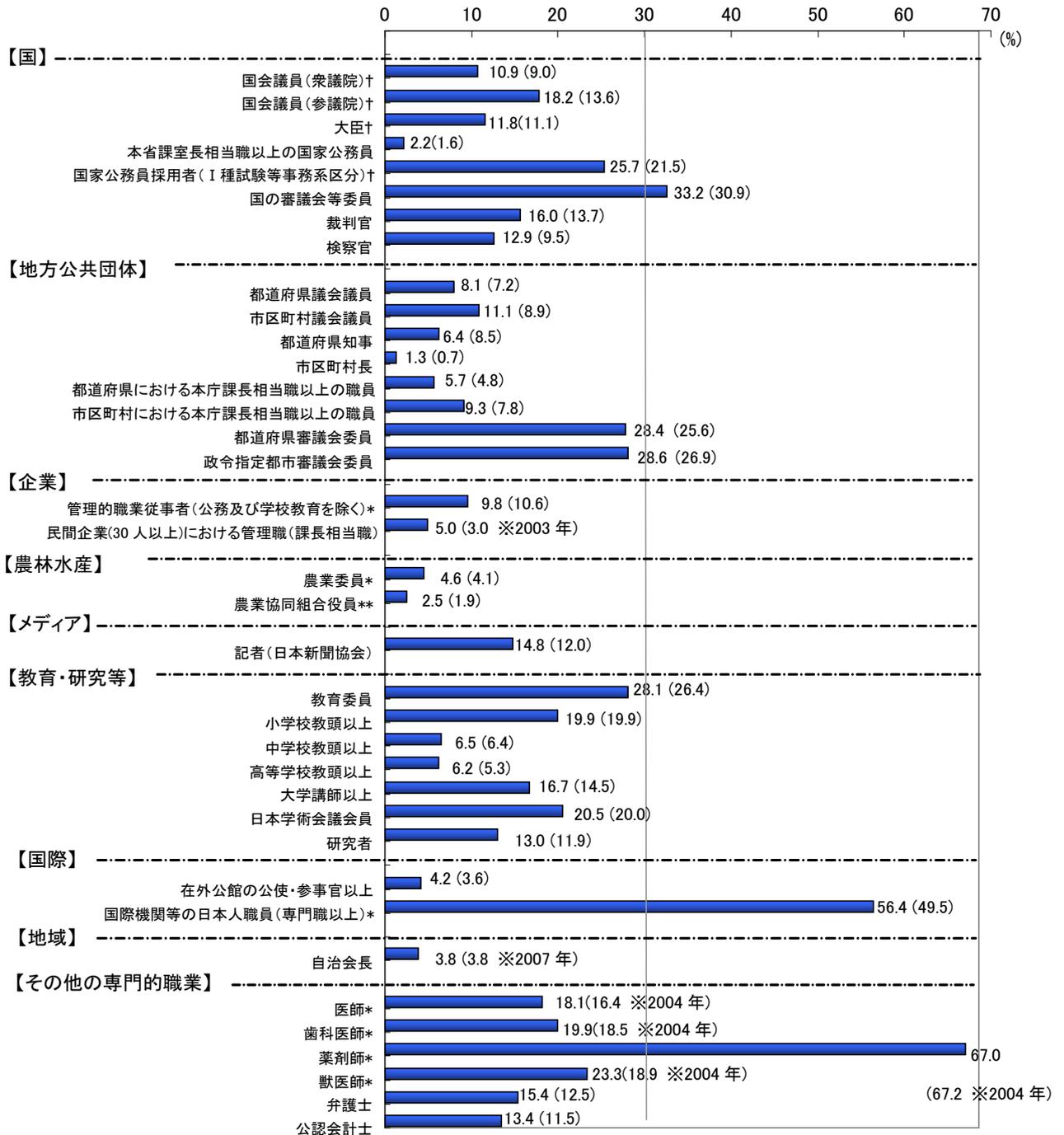
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

参考図表(関連データ)

【第1分野関係】

図表 1 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



備考：原則として2009年のデータ。ただし、*は2008年、**は2007年、†は2010年のデータ。()内は原則として2005年のデータ。ただし、該当するデータがない場合は2005年に直近のデータを掲載。

資料出所：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(2005年のデータについては他の統計を含む。)

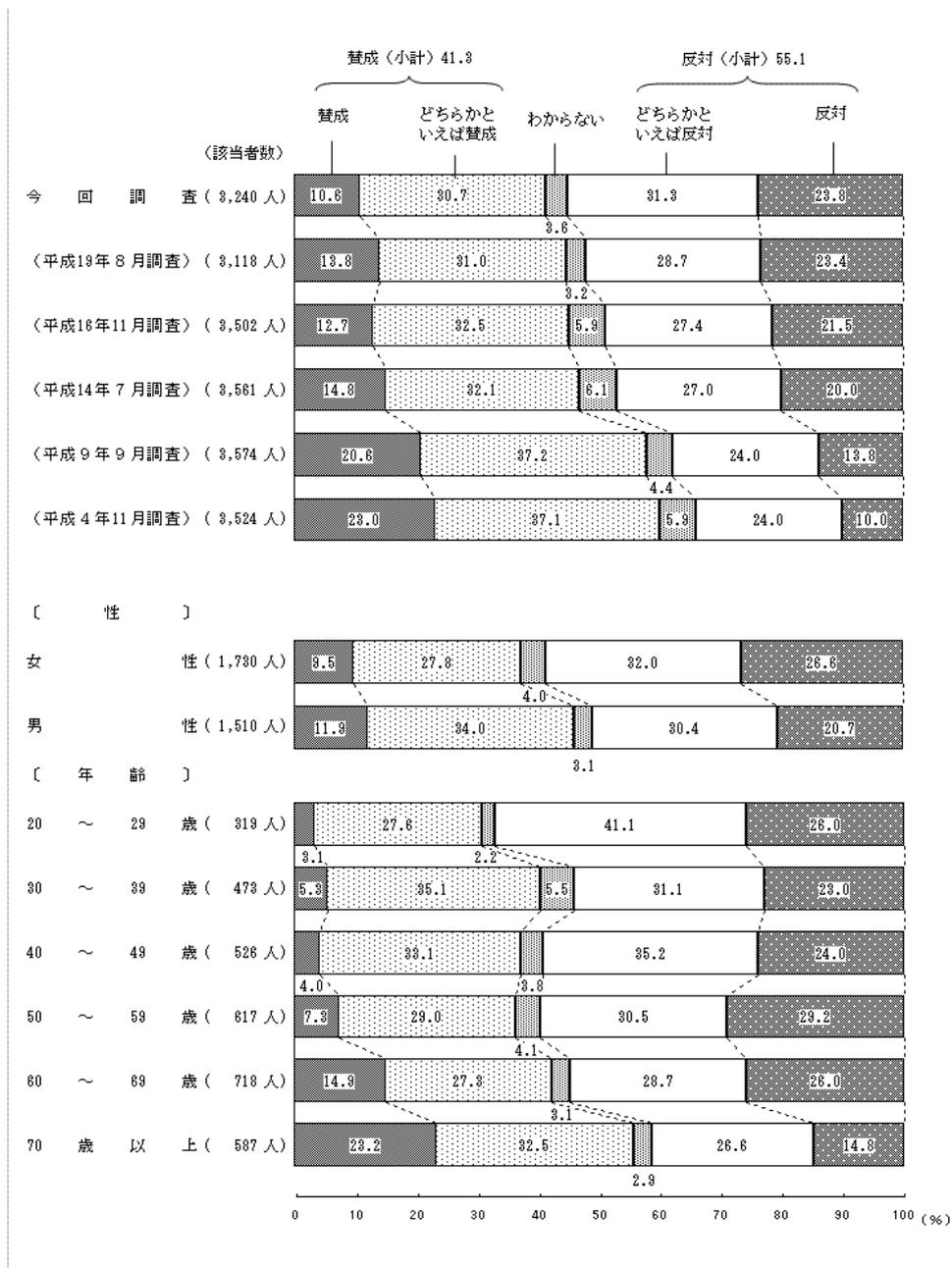
図表2 ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)における我が国の順位の推移

年度	17年	18年	19年	20年	21年
位/か国中	43/80	42/75	54/93	58/108	57/109

資料出所:国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」

【第2分野関係】

図表3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についての意識



資料出所:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月)

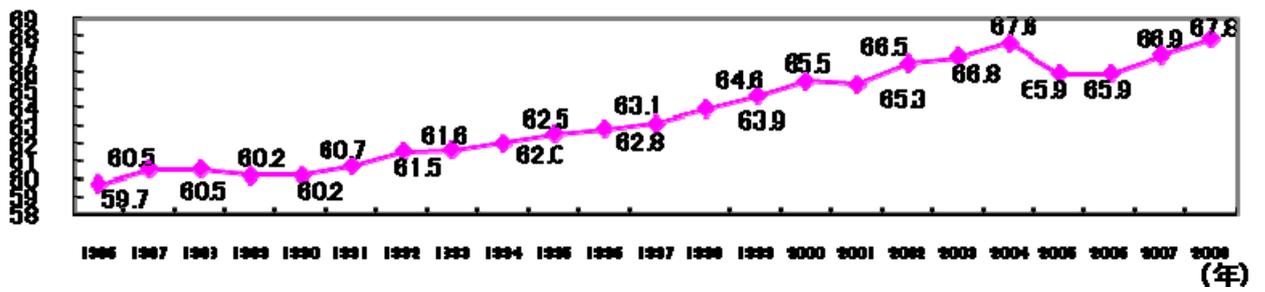
【第4分野関係】

図表4 企業における役職別管理職に占める女性の割合

年度	17年	18年	19年	20年
部長相当職(%)	2.8	3.7	4.1	4.1
課長相当職(%)	5.1	5.8	6.5	6.6
係長相当職(%)	10.4	10.8	12.4	12.7

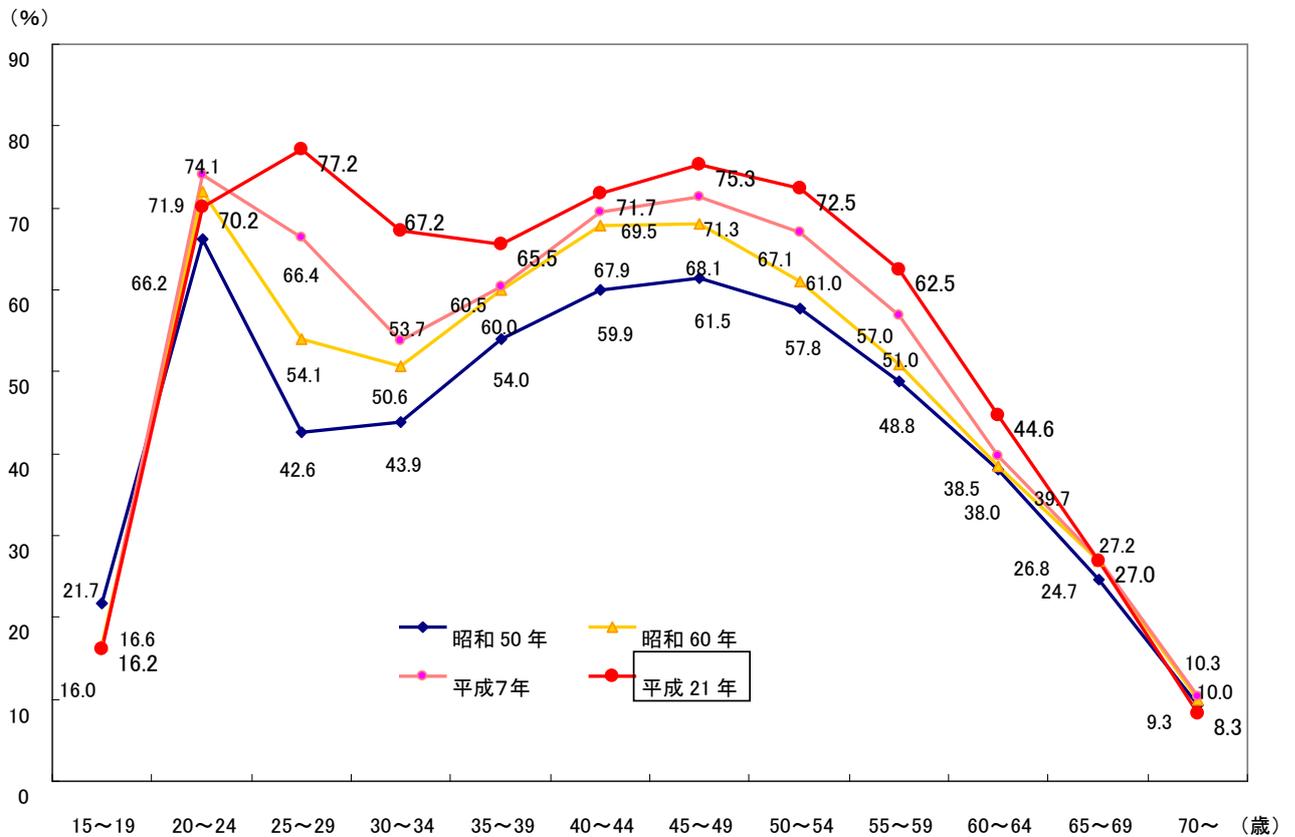
資料出所:厚生労働省 賃金構造基本統計調査

図表5 一般労働者の男女間所定内給与格差の推移



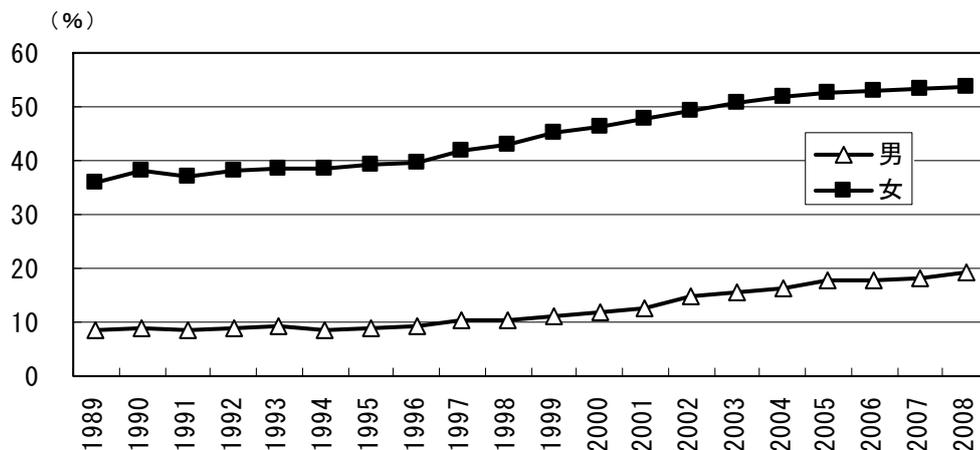
資料出所:厚生労働省 賃金構造基本統計調査

図表6 女性の年齢階級別労働力率の推移



資料出所:内閣府 男女共同参画白書(平成22年)

図表7 非正規の職員・従業員比率の推移



資料出所: 男女共同参画会議 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視・影響調査について
「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」

【第5分野関係】

図表8 「仕事と生活の調和の推進のための行動指針」の数値目標

		数値目標設定指標		行動指針策定時(2007年)	現 状	5年後(2012年)	10年後(2017年)
Ⅰ 就労による経済的自立が可能な社会	①	就業率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	25～34歳男性	90.3%(2006)	90.6%(2008)	93～94%	93～94%
			25～44歳女性	64.9%(2006)	65.8%(2008)	67～70%	69～72%
			60～64歳男女計	52.6%(2006)	57.2%(2008)	56～57%	60～61%
			65～69歳男女計	34.6%(2006)	36.2%(2008)	37%	38～39%
	②	時間当たり労働生産性の伸び率(Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	1.6%(1996～2005年度の10年間平均)	-0.5%(2008年度)	2.4%(5割増)(2011年度)	-	
	③	フリーターの数	187万人(2006) (平成15年にピークの217万人)	170万人(2008)	ピーク時の3/4に減少(162.8万人以下)	ピーク時の2/3に減少(144.7万人以下)	
Ⅱ 時間が確保できる社会	④	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%(2007)	46.2%(2008)	60%	全ての企業で実施	
	⑤	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%(2006)	10.0%(2008)	2割減	半減	
	⑥	年次有給休暇取得率	46.6%(2006)	47.7%(2007)	60%	完全取得	
	⑦	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	23.5%(2002)	33.6%(2007)	50%	80%	
Ⅲ 多様な働き方・生き方が選択できる社会	⑧	テレワーカー比率	10.4%(2005)	15.2%(2008)	20%(2010年まで)	-	
	⑨	短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下(2005)	-	10%	25%	
	⑩	自己啓発を行っている労働者の割合	正社員	46.2%(2005)	58.1%(2007)	60%	70%
			非正社員	23.4%(2005)	37.3%(2007)	40%	50%
	⑪	第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%(2000～2004)	-	45%	55%	
	⑫	保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス(3歳未満児)	20.3%(2007)	21.0%(2008)	29%	38%
			放課後児童クラブ(小学1年～3年)	19.0%(2007)	20.2%(2008)	40%	60%
	⑬	男女の育児休業取得率	女性	72.3%(2005)	89.7%(2007)	80%	80%
男性			0.50%(2005)	1.56%(2007)	5%	10%	
⑭	6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり60分(2006)	-	1時間45分	2時間30分		

資料出所：仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート 2009

【第6分野関係】

図表9 農林漁業者団体の役員等への女性の参画状況の推移

(単位:人、%)

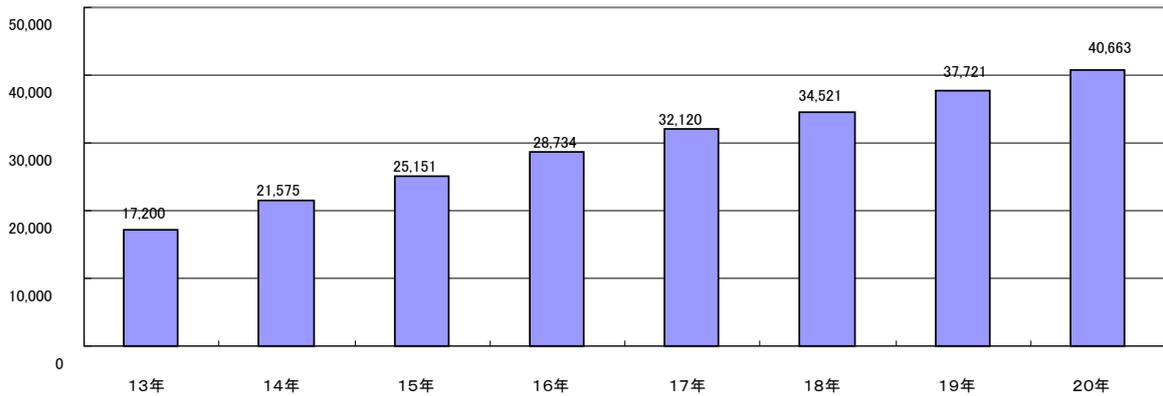
年 度	17年	18年	19年	20年
農業委員数	45,379	39,997	38,579	37,456
うち女性	1,869	1,682	1,658	1,739
女性割合	4.1%	4.2%	4.3%	4.6%
農協役員数	22,799	22,035	21,331	
うち女性	438	465	525	
女性割合	1.9%	2.1%	2.5%	
指導農業士数	10,664	10,880	10,544	
うち女性	1,298	1,284	876	
女性割合	12.2%	11.8%	8.3%	
青年農業士数	9,187	9,060	9,161	
うち女性	206	205	213	
女性割合	2.2%	2.4%	2.3%	
女性農業士等数	7,291	7,236	6,896	
指導農業士等のうち女性の割合※	32.4%	32.1%	30.0%	
漁協役員数	13,861	12,965	12,029	
うち女性	45	46	45	
女性割合	0.3%	0.4%	0.4%	
森林組合役員数	13,094	11,809	11,198	
うち女性	25	30	39	
女性割合	0.2%	0.3%	0.3%	

備考: 農業委員—各年10月1日現在。指導農業士—各年度末、農協、漁協、森林組合—事業年度末

※指導農業士・青年農業士・女性農業士等の各総数の計に占める各女性数の計の割合

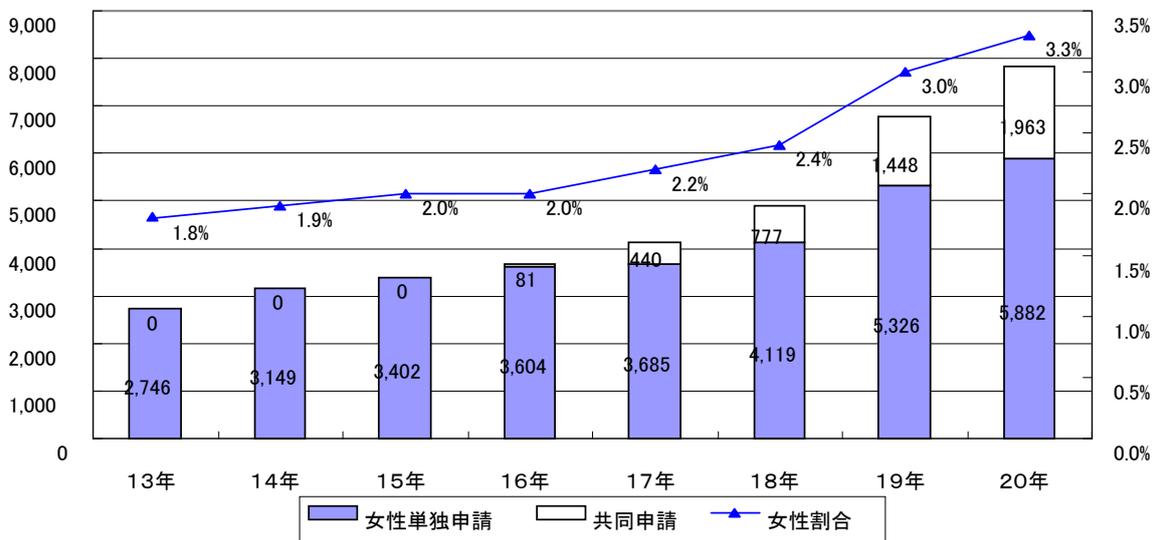
資料出所: 農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」「総合農協統計表」、「組織運営調査」、林野庁「森林組合統計表」、水産庁「水産業協同組合統計表」

図表 10 家族経営協定の締結農家数



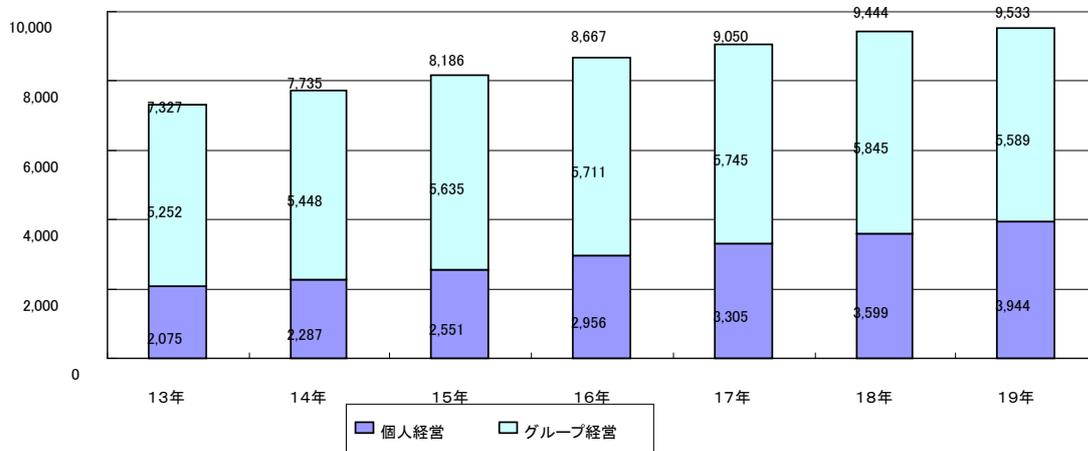
資料出所：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」

図表 11 女性の認定農業者数



資料出所：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」

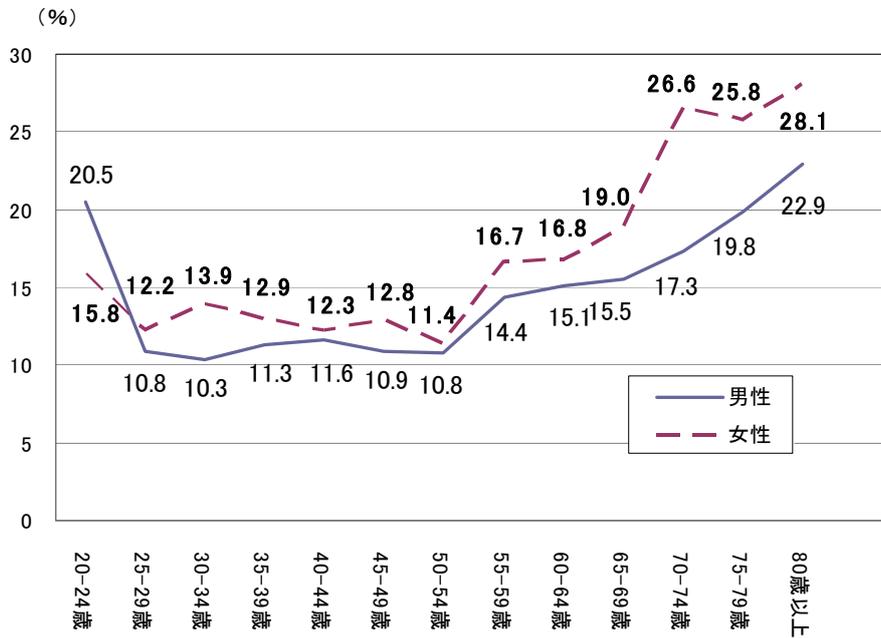
図表 12 女性起業数



資料出所：農林水産省・普及指導センター調べ

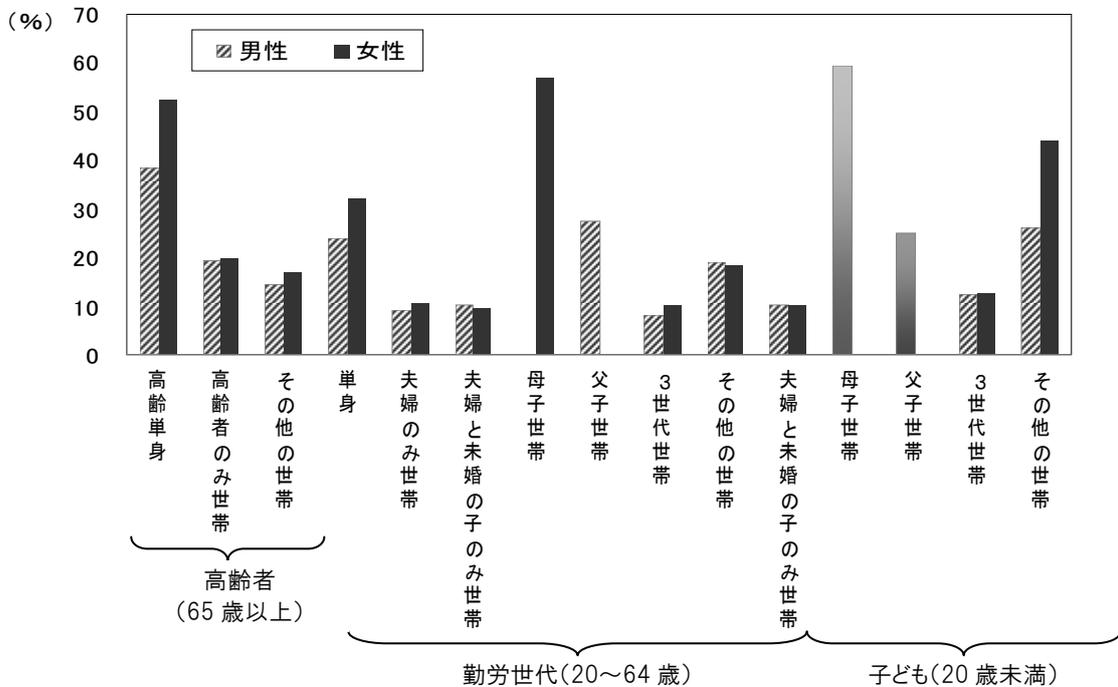
【第7分野関係】

図表 13 男女別・年齢階層別相対的貧困率(平成 19 年)



備考:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 19 年)、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計より作成。

図表 14 年代別・世帯類型別相対的貧困率(平成 19 年)

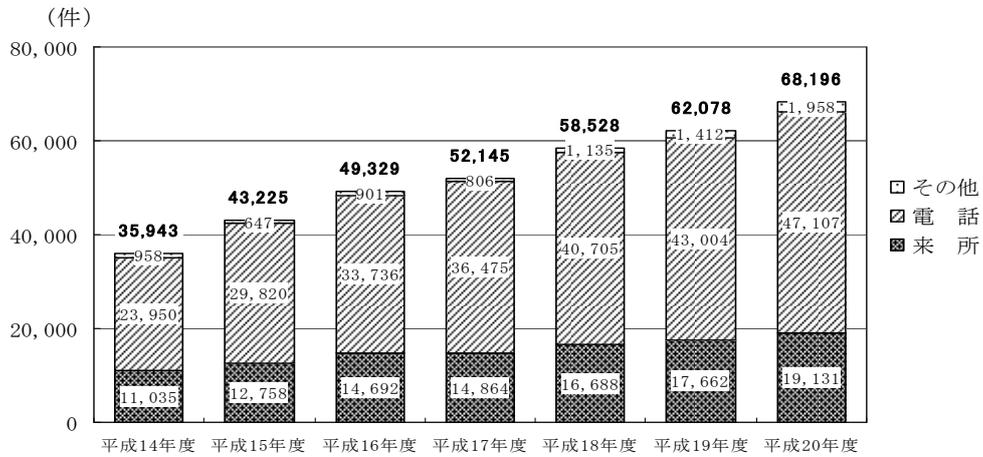


資料出所:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 19 年)、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計より作成。

- 備考:1. 父子世帯は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。
 2. 母子世帯、父子世帯の子ども(20歳未満)は男女別ではなく、男女合計値。
 3. 高齢者のみ世帯とは、単身高齢者世帯を除く高齢者のみで構成される世帯。

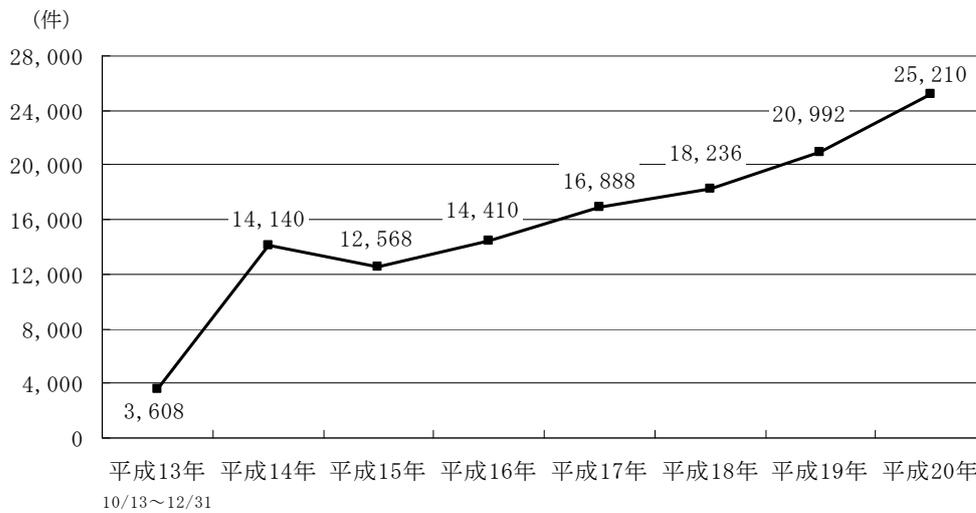
【第9分野関係】

図表 15 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



資料出所:内閣府調べ

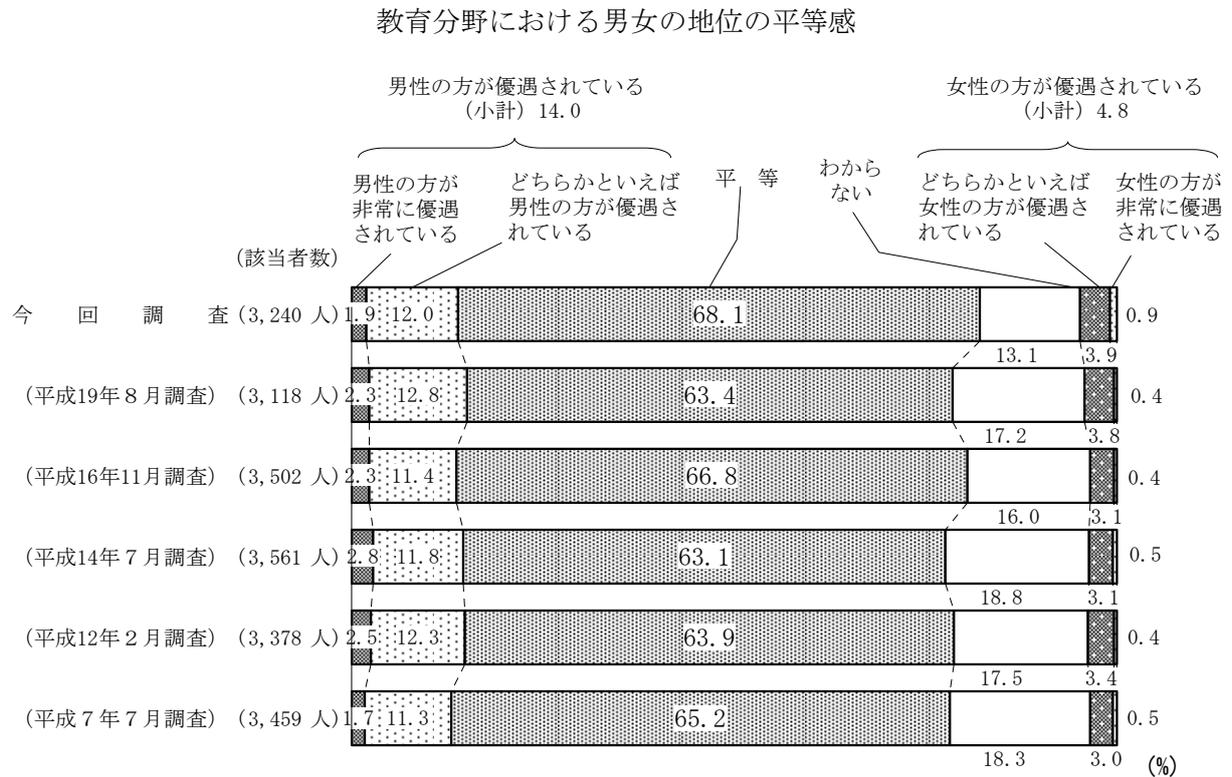
図表 16 警察における配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数



資料出所:警察庁調べ

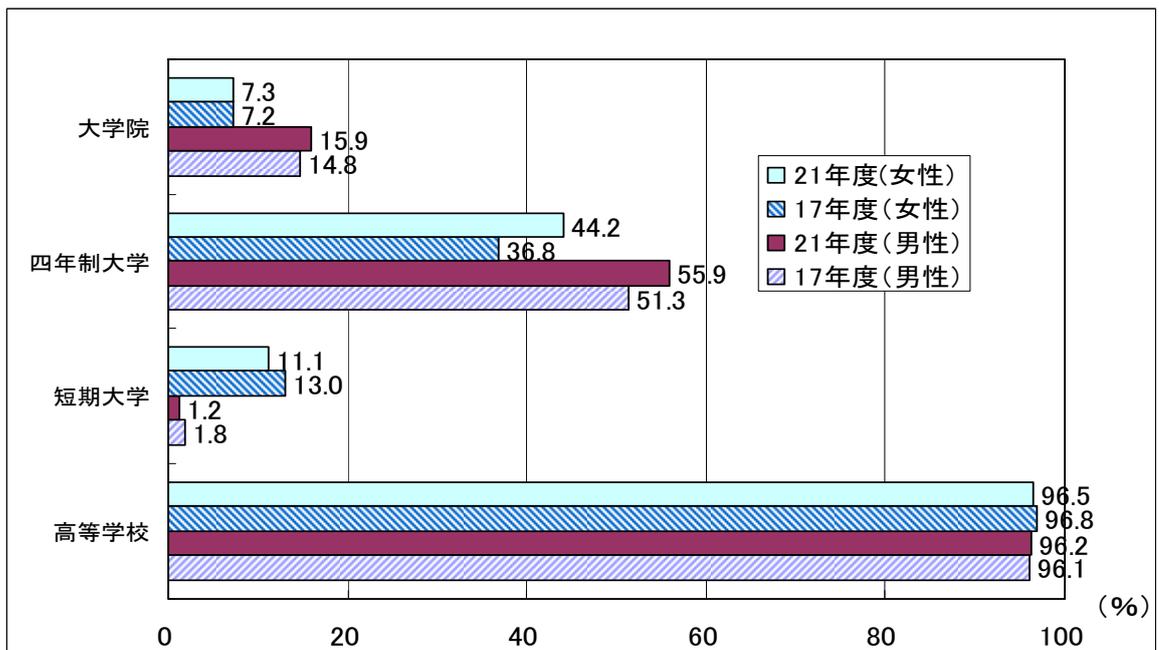
【第 11 分野関係】

図表 17 学校教育の場における男女の地位の平等感



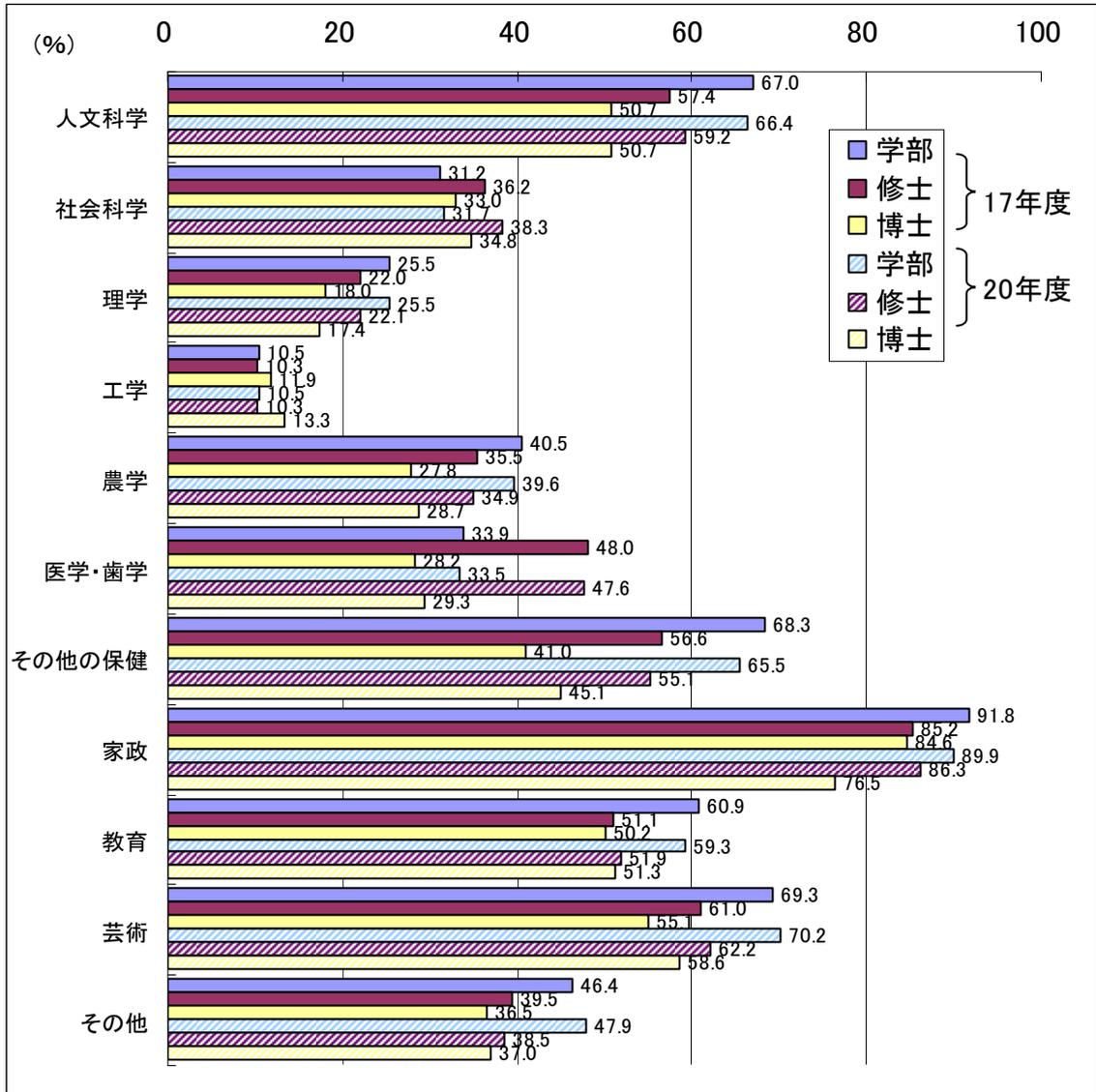
資料出所:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 21 年 10 月調査)

図表 18 学校種類別進学率の推移



資料出所:文部科学省「学校基本調査」

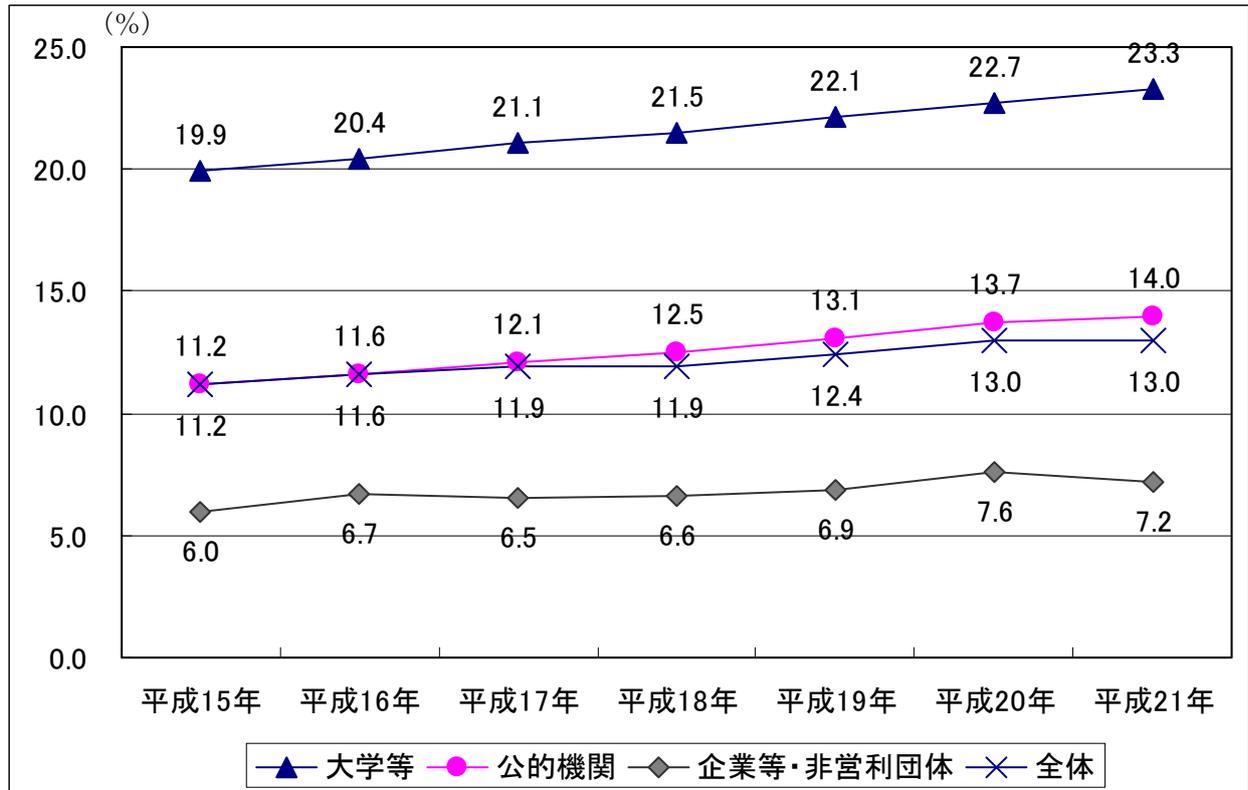
図表 19 専攻分野別にみた学生に占める女性割合の推移



資料出所：文部科学省「学校基本調査」

【第12 分野関係】

図表 20 研究者に占める女性割合(機関別)



資料出所: 科学技術研究調査報告(総務省統計局)より文部科学省が作成

【第 14 分野関係】

図表 21 自治会長における男女の割合

調査年	自治会長(都道府県合計)				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成 19 年	230,968	8,853	222,115	3.8	96.2
平成 20 年	239,667	9,365	230,302	3.9	96.1
平成 21 年	235,309	8,935	226,374	3.8	96.2

資料出所: 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

男女共同参画基本計画（第2次）における数値目標のフォローアップ

目標	計画策定時	現状	目標
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大			
社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組みとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。	(P97図表1参照)		少なくとも30%程度 (2020年)
平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員I種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度、その他の試験については、I種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。	21.5% (平成17年度)	30.6% (平成21年度)	30%程度 (平成22年度)
育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。	0.6% (平成17年度)	1.4% (平成20年度)	-
「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。	0.6% (平成17年度)	0.6% (平成20年度)	-
国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。	9.3% (平成17年度)	12.2% (平成21年度)	20% (平成22年)
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革			
「男女共同参画社会」という用語の周知度を平成22年までに100%にする。	52.5% (平成16年度)	64.6% (平成21年)	100% (平成22年)
4. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保			
ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を平成21年度までに40%にする。	29.5% (平成15年度)	30.2% (平成21年度)	40% (平成21年度)
就業人口に占めるテレワーカーの比率を平成22年までに20%にする。	10.4% (平成17年度)	15.2% (平成20年度)	20% (平成22年)
5. 男女の仕事と生活の調和			
概ね平成26年度までに育児休業取得率を男性10%、女性80%にすることを旨とし、育児休業取得率の向上を図る。	0.56%(男性) 70.6%(女性) (平成16年度)	1.23%(男性) 90.6%(女性) (平成20年度)	10%(男性) 80%(女性) (平成26年度)
概ね平成26年度までに小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率を25%にすることを旨とし、普及率の向上を図る。	10.5% (平成16年度)	25.3% (平成20年度)	25% (平成26年度)
長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成21年度までに1割以上減少させる。	12.2% (平成16年)	9.3% (平成21年)	1割減少 (平成21年度)
企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成21年度までに少なくとも55%以上にする。	46.6% (平成16年)	48.1% (平成20年)	55% (平成21年度)
ファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数を平成21年度までの累計で700企業にする。	270企業 (平成17年度までの累計)	335企業 (平成21年度)	700企業 (平成21年度)
次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（男性の育児休業取得実績がある企業）の割合を平成21年度までに計画策定企業の20%以上にする。	-	2.1% (平成20年12月末)	20% (平成21年度)
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む大企業の割合を平成21年度までに100%にする。	-	98.2% (平成21年9月末)	100% (平成21年度)
「待機児童ゼロ作戦」を推進し、待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の拡大を図り、平成21年度に215万人の受入れ児童数の拡大を図る。	203万人 (平成16年度)	213万人 (平成21年4月)	215万人 (平成21年度)
延長保育を推進し、平成21年度までに16,200か所の保育所での実施を図る。	12,783か所 (平成16年度)	15,533か所 (平成20年度)	16,200か所 (平成21年度)
休日保育を推進し、平成21年度までに2,200か所の保育所での実施を図る。	666か所 (平成16年度)	927か所 (平成20年度)	2,200か所 (平成21年度)

目標	計画策定時	現状	目標
夜間保育を推進し、平成21年度までに140か所での実施を図る。	66か所 (平成16年度)	77か所 (平成20年度)	140か所 (平成21年度)
放課後児童クラブについて平成21年度までに17,500か所での実施を図る。 → 放課後児童クラブについて、「放課後子どもプラン」に基づき、平成21年度までに、原則として、すべての小学校区での実施を目指す。※平成18年5月目標を改定	15,134か所 (平成16年度)	18,479か所 (平成21年度)	すべての小学校区 (平成21年度)
子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するつどいの広場事業を推進し、平成21年度までに1,600か所での実施を図る。	154か所 (平成16年度)	1,527か所 (平成21年度)	1,600か所 (平成21年度)
保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進し、平成21年度までに4,400か所での実施を図	2,783か所 (平成16年度)	3,475か所 (平成21年度)	4,400か所 (平成21年度)
急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進め、平成21年度までに710か所での実施を図	368か所 (平成16年度)	599か所 (平成21年度)	710か所 (平成21年度)
保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。平成21年度までにショートステイ事業について870か所、トワイライトステイ事業について560か所での実施を図る。	364か所 (ショートステイ) 134か所 (トワイライトステイ) (平成16年度)	613か所 (ショートステイ) 304か所 (トワイライトステイ) (平成20年度)	870か所 (ショートステイ) 560か所 (トワイライトステイ) (平成21年度)
母子家庭等就業・自立支援センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置する。	-	106か所 (平成21年度)	全都道府県・指定都市・中核市 (平成21年度)
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成21年度までに全都道府県・市等で実施する。	-	795か所 (平成21年度)	全都道府県・市等 (平成21年度)
母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成21年度までに1,300人にする。	359人 (平成16年度)	5,217人 (平成20年度)	1,300人 (平成21年度)
9. 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
夫婦間における「平手で打つ」、「なぐるふりをして、おどす」の各行為について、暴力と認識する人の割合を100%に近づけることを目指す。	56.9% (平手で打つ) 49.0% (なぐるふりをして、おどす) (平成18年)	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成20年)	100%に近づける
10. 生涯を通じた女性の健康支援			
成人の週1回以上のスポーツ実施率を平成22年度までに50%にする。	38.5% (平成16年)	45.3% (平成21年)	50% (平成22年)
妊娠・出産について満足している者の割合を平成22年までに100%にする。	84.4% (平成12年)	92.6% (平成21年度)	100% (平成22年)
母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「妊娠11週以下での妊娠の届け出率を平成22年までに100%にする。」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	62.6% (平成8年)	78.1% (平成20年度)	100% (平成22年)
母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合を平成22年までに100%にする。」という目標も踏まえ、母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。	6.3% (平成12年度)	41.2% (平成21年度)	100% (平成22年)
母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合を平成22年までに100%にする。」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	24.9% (平成13年度)	(不妊カウンセラー) 専従35.3% 兼任47.4% (不妊コーディネーター) 専従11.8% 兼任47.5% (平成21年度)	100% (平成22年)
不妊専門相談センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で整備する。	51か所 (95か所中) (平成16年度)	60都道府県市 (平成21年度)	全都道府県・指定都市・中核市 (平成21年度)
特定不妊治療費助成事業を平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で実施する。	87か所 (95か所中) (平成16年度)	全都道府県・指定都市・中核市 (106都道府県市) (平成21年度)	全都道府県・指定都市・中核市 (平成22年度)
周産期医療ネットワークを全都道府県で整備する。	28都道府県 (平成16年度)	45都道府県 (平成20年5月末現在)	全都道府県市

目標	計画策定時	現状	目標
HIV／エイズ及び性感染症について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成22年までに全ての中学生・高校生に配布する。	-	全ての中学生、高校生に啓発教材を配布済み (平成21年度)	全ての中学生、高校生に配布 (平成22年)
薬物乱用の有害性について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成22年までに全ての中学生・高校生に配布する。	-	全ての中学生、高校生に啓発教材を配布済み (平成21年度)	全ての中学生、高校生に配布 (平成22年)
母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「妊娠中の喫煙・飲酒を平成22年までになくす。」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	10.0% (喫煙率) 18.1% (飲酒率) (平成12年)	5.5%、4.4%、4.9% (喫煙率:それぞれ、3・4か月、1歳6か月、3歳児健診時の調査結果) 7.6%、7.5%、8.1% (飲酒率:それぞれ、3・4か月、1歳6か月、3歳児健診時の調査結果) (平成21年度)	妊娠中の喫煙・飲酒をなくす。 (平成22年)
11. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実			
2000年のミレニアム国連総会で合意された、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている「ミレニアム開発目標」の実現に努める。	-	-	-
12. 科学技術・学術分野における男女共同参画			
女性研究者の採用の促進を図るため、総合科学技術会議基本政策専門調査会の報告に示された目標値（各研究組織毎に、当該分野の博士課程（後期）における女性割合等を踏まえつつ、自然科学系全体として25%（理学系20%、工学系15%、農学系30%、保健系30%）を目安とし、各研究組織毎に、女性研究者の採用の数値目標の設定、達成のための努力、達成状況の公開などが行われることを期待する。国は、各大学や公的研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する。	24.6% (自然科学系全体の女性研究者(大学教員)の採用割合) (平成18年)	24.3% (自然科学系全体の女性研究者(大学教員)の採用割合) (平成19年)	25%を目安 (自然科学系全体の女性研究者(大学教員)の採用割合)
14. 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進			
消防団における女性の活躍を促進し、全国的女性消防団員を将来的に10万人以上にする。	1.4万人 (平成17年)	1.8万人 (平成21年)	10万人以上